

法律知識 No.65



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

4月から成人年齢が18歳となったと報道されていましたが、どのような影響があるのでしょうか。



A

令和4年4月から改正民法が施行され、成人年齢が18歳となりました。

これは、世界的に18歳を成人年齢とすることが主流であること、選挙権が18歳から認められるようになったことなど、民法においても18歳以上を大人と認めるのが適当と考えられたことによります。

18歳以上が成人とされることによって変わる主な点は、18歳・19歳の人が1人で法律上有効な契約ができるようになることです。

未成年者が、親権者の同意無く契約した場合、その契約は未成年者が契約したという理由だけで取り消すことができます。一方、成人は一旦契約を結ぶと法律上認められた一定の理由が無ければ契約を取り消すことはできません。従来は、18歳・19歳は、やっぱり要らなくなった程度の理由で契約を取り消すことができましたが、これからは、そのようなことはできなくなります。

そのことによって懸念されていることが消費者被害の拡大です。従来であれば、消費者被害に遭ったとしても、ほぼ何らの立証もせず、未成年者だったというだけで、契約の取消しができました。しかし、18歳・19歳は、今後、法律の定める一定の理由を明らかにしないと、契約の取消しができなくなります。

例えば、健康食品を購入し摂取したところ体調不良になったため、健康食品の購入契約を取消し、返金を請求したいという場合、未成年者であれば、未成年だったというだけで、返金の請求をすることができました。しかし、成人と扱われるようになると、健康食品に欠陥があったことなどの立証をしなければならなくなり、返金請求のハードルが上がることになります。

大人扱いされることによって、権利が貰えるという面もありますが、保護されなくなるという面もある訳です。新たに成人と扱われる人は、一度契約するとおかしな点があっても簡単に契約を無かったことにできないことなどの知識を身に付けていくことが求められますし、周りの人もそのような知識を身に付けられるようサポートしていくことが求められるのではないかと思います。

ここからは広告です。